

事務連絡
平成 27 年 9 月 1 日

沖縄県医師会長様

九州厚生局沖縄事務所長

「保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書」に係る
周知について（依頼）

日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」（平成 27 年 6 月 16 日保医発 0616 第 7 号）により、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いが示されたところです。

「保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書」については、
対象となる保険医療機関（コンタクトレンズの交付を院内で行う保険医療機関）
が平成 27 年 10 月 7 日までに報告することとされたことから、別添のとおり眼科を標榜する保険医療機関に郵送にてお知らせするとともに、当局ホームページにて周知することとしております。

つきましては、貴会におかれましても会員各位への周知及びご協力の程よろしくお願ひいたします。

事務連絡
平成 27 年 9 月 1 日

保険医療機関開設者様

九州厚生局沖縄事務所長

保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器や
サプリメント等の食品の販売について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、「保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」(平成 27 年 6 月 16 日保医発 0616 第 7 号) により、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いが示されたところです。

以前、一部の保険医療機関（特にコンタクトレンズ販売店に併設された診療所等）において、コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準の不適切な届出や、不適切な診療報酬請求を行っている事例があったところであります。今後も同様の事例が生じないよう、適正な診療報酬請求を行っていただきますよう改めてお願い申し上げます。また、コンタクトレンズ等の交付にあたっては、患者に対して、医療機関外の販売店から購入もできること等について説明の上、同意の確認を行い、コンタクトレンズ等の交付をした際には、保険診療の費用と区分した内容の分かる領収証の発行をお願いいたします。

なお、コンタクトレンズの交付を院内で行う保険医療機関におかれましては、別添の「保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書」によりコンタクトレンズの院内交付の割合等を報告することとなりましたので、下記のとおりお取り計らい願います。

記

- ・コンタクトレンズの院内交付の割合等を、別添の「保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書」(別紙様式) により報告すること。
報告時期については、平成 27 年 10 月 7 日までに、過去 1 年間（平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月）の実績について報告のこと。

(別紙様式)

保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書

上記について報告します。

平成 年 月 日

(医療機関コード:

保険医療機関の

所在地及び名称

開設者名

)

印

九州厚生局長 殿

1 算定しているコンタクトレンズ検査料

- コンタクトレンズ検査料1
- コンタクトレンズ検査料2

2 コンタクトレンズを保険医療機関内で交付する際の取組み

--

3 コンタクトレンズの交付に当たり患者から徴収する費用の額

--

4 コンタクトレンズを保険医療機関内で交付した患者の割合 (平成 年 月～平成 年 月)

(1) 外来患者の数	①
(2) コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の数	②
(3) 院内でコンタクトレンズを交付した患者の数	③
外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合 (②/①×100%)	%
コンタクトレンズに係る検査を実施した患者に占める院内交付の患者の割合 (③/②×100%)	%

【記載上の注意】

- 1 「1」は、該当するものにチェックを入れること。
- 2 「2」は、院内でコンタクトレンズの交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店から購入もできること等について説明し、同意を確認するために講じている具体的な取組みについて記載すること。
- 3 「3」は、院内で交付するコンタクトレンズの対価を記載すること。なお、価格表等、別に対価が分かる資料がある場合は、写しを添付することをもって記載に代えることができる。
- 4 「4」(1)は、過去1年間において初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者(複数の診療科を有する保険医療機関において、同一日に他の診療科を併せて受診したことから初診料、再診料又は外来診療料を算定しない患者を含む。)の診療報酬明細書の件数を記入すること。
(2) (3)は、当該期間において、それぞれコンタクトレンズに係る検査を実施した患者・院内でコンタクトレンズを交付した患者の診療報酬明細書の件数を記入すること。
患者の割合の算出に当たり、小数点以下は切り捨てるとして。
なお、報告時点において1年間の実績がない場合は、実績がある期間のみの報告で足りる。
- 5 2回目以降の報告においては、従前の報告から変更となった箇所の報告のみで足りる。